

賃金の引上げを行うことを目指し、誰もがいきいきと働き続けられる職場づくりに向けた企業の取組を支援します！

NEW

# いきいき職場づくり支援補助金

## 賃金アップ支援枠

対象事業者

県内中小企業等で以下(ア)(イ)の条件を満たすこと

(ア)「しまねいきいき職場宣言」宣言企業

(イ)事業所内最低賃金が1,000円以下で、その最低賃金を33円以上引上げること

(「業務改善助成金※厚生労働省(島根労働局)所管」の助成対象外であることが前提)

「多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ補助金」「いきいき職場づくり支援補助金(一般枠・新型コロナウイルス感染症対応枠)」を既に利用いただいている場合でも利用できます!

- 賃金の引上げは、令和4年4月1日までさかのぼることができます
- 事業所ごとに申請できます

補助上限額

120万円(①と②の2つの事業の合計)

補助率

【ソフトの場合】 2/3

【ハードの場合】 1/2

受付期間

令和4年12月16日～令和6年1月15日まで

対象期間

交付決定日から令和6年2月14日まで

随時受付

対象経費

働く人にとって魅力ある職場環境の整備を促進することを目的とした労働能率の向上や業務改善、業務負担の軽減に資する取組の経費を補助

### ① ソフト事業

講師の謝金・旅費(OJTの派遣料含む)、会場使用料、教材費、研修参加費、印刷製本費、消耗品費、委託料

こんなことに活用できます

- ☑労働能率向上や5S推進のための研修費
- ☑専門家のOJTによる社員育成
- ☑社内ルールや福利厚生をまとめた冊子等を作成等

### ② ハード事業

設備・機器等の導入・更新費

こんなことに活用できます

- ☑勤怠管理システムやグループウェアの導入、ペーパーレス化などの業務効率化
- ☑テレワーク導入のための制度・環境を整備
- ☑作業動線の効率化などの環境整備
- ☑POSレジシステム・セルフオーダーシステム導入による業務効率化等

# 「しまねいきいき職場宣言」とは



しまね働き方改革宣言(※)に沿って、各社それぞれの立場から、誰もがいきいきと働き続けられる職場づくりに向けた取組の宣言を行い、県に申請・登録する制度です。

宣言企業には県が宣言書を交付するほか、県ホームページに掲載して周知します。

## (※) しまね働き方改革宣言

### 宣言①

**ほどよく休み、しっかり仕事、すっきり帰宅!**

～人材の確保、定着、生産性の向上を図りましょう～

### 宣言②

**「仕事と生活の調和」を企業の魅力に!**

～子育て・介護等と仕事の両立を可能にしましょう～

### 宣言③

**みんな元気に生涯現役!**

～多様な技術・経験を有する高齢者の方も幅広く活躍しましょう～

### 宣言④

**誰もがいきいき活躍できる職場に!**

～誰もが希望や能力を活かして活躍しましょう～

### 宣言⑤

**職場に実情を語り合う場をつくろう!**

～働き方改革に向けて、職場での話し合いの機会を作りましょう～



●「しまね働き方改革宣言」は、平成29年に島根県、島根労働局、経済団体などからなる働き方改革推進会議で採択されました。

### 申請方法

島根県ホームページから宣言申請書をダウンロードして、メールにて提出してください。



### 提出先

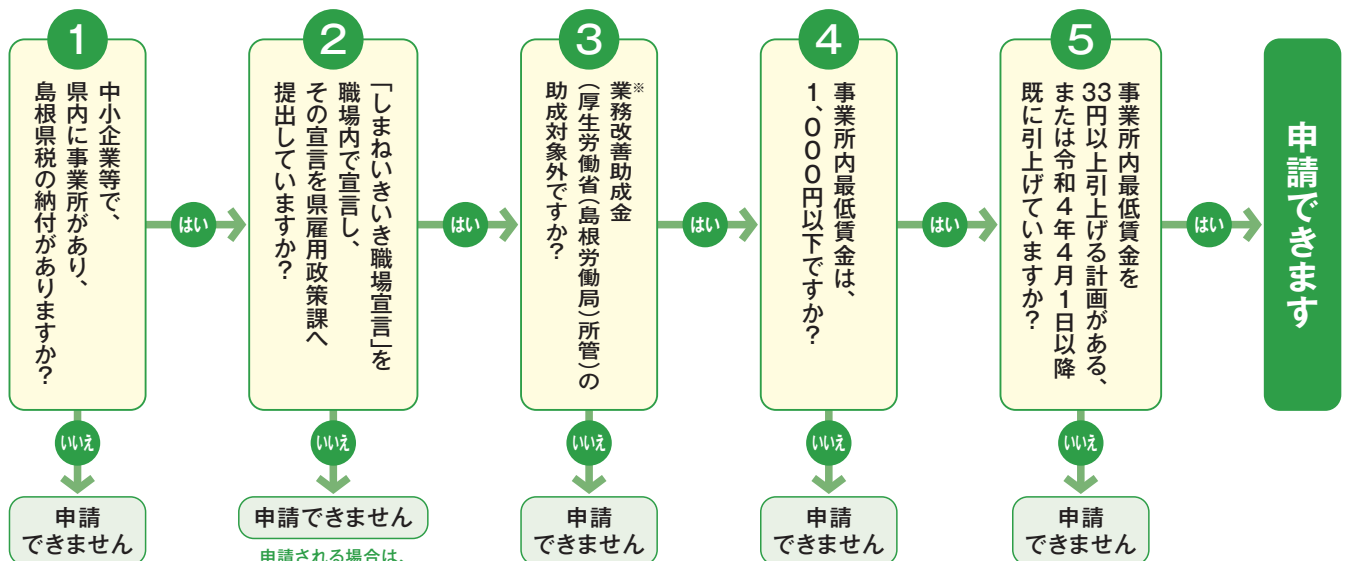
島根県商工労働部雇用政策課

☎ 0852-22-5309

✉ tayou-shugyo@pref.shimane.lg.jp

### 補助金申請確認フロー図

補助対象事業者に該当するか、右のフロー図によりご確認の上、補助金の申請をお願いします。



※業務改善助成金対象者

- ① 令和4年 4月1日から令和4年10月 4日まで / ●事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内(824~854円) ●事業場規模100人以下
- ② 令和4年10月5日から令和4年12月11日まで / ●事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内(857~887円) ●事業場規模100人以下
- ③ 令和4年12月12日以降 / ●事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内(857~887円) ●事業場規模の要件なし